

に係る給与所得者異動届出書

納税者に退職、転勤等の異動があったときは、異動した月の翌月10日までに異動届出書を提出してください。

給与の支払いを受けなくなった方のうち、令和6年度特別徴収になっている方で、令和6年1月1日と令和7年1月1日の住所地が異なる場合は、令和6年1月1日の住所地の市区町村へ特別徴収に係る給与所得者異動届出書を、令和7年1月1日の住所地の市区町村へは給与支払報告に係る給与所得者異動届出書をそれぞれ提出してください。

退職者の未徴収税額の一括徴収について

1月1日から4月30日までに退職した人の未徴収税額については、本人の申出の有無にかかわらず一括徴収することが義務付けられています。（6月1日から12月31日までの間に退職した人の未徴収税額については、本人の了解を得て一括徴収してください。）

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

記載例（転勤の場合）

市町村民税 道府県民税 森林環境税		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書	
令和 6 年 8 月 10 日 提出		給与支払 支払者 所在地 〒 597-0072 貝塚市 島中1丁目17番1号 フリガナ カイゾウカシヨウジバシキガイシヤ 名称 貝塚商事株式会社 個人番号又は法人番号		担当 者 総務課給与係 フリガナ オオサカ ハナヒ 氏 名 大阪 花恵 電話 072-422-1111	
貝塚 市町村長		特別徴収税額 (年税額) 円		特別徴収税額 (年税額) 円	
給与 氏 名 貝塚 太郎 生 年 月 日 明・大・中・平 55 年 5 月 5 日 生 所 得 住 居 1 月 1 日 現在 貝塚市 北町23番1号 者 所 異 動 後 同上		未徴収税額 (ア・イ) 円 異動年月日 6 年 7 月 10 日 異 動 の 事 由 ① 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他 その他の理由を () 右欄へ記入		異動後の未徴収 税額の徴収方法 ② 特別徴収継続 ③ 一括徴収 ④ 普通徴収 (本人が納付)	
特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。) 所 在 地 〒 530-0005 大阪市北区中之島1-3-10 新 しい 勤 務 先 (徴 収 義 務 者) フリガナ チョウウカシヨウジバシキガイシヤ 名 称 中央商事株式会社 法人番号		特別徴収指定番号 氏 名 中央 太郎 担当 者 電 話 06-6312-4000 新しい勤務先へは、 月割額 10,000 円 を 8 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受給者番号 納入書の要否		一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。) 該当する項目に○をしてください。 1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 3 普通徴収の場合 (一括徴収しない) 場合 ①・②に当てはまらない場合に記入してください。 該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額 (ウ) を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。	
旧 特別 徴収 処理 欄		5 年度 月分以降の月割額は 転勤・一括・普 期分～ 処理日 6 年度 月分以降の月割額は 均・非・処理 期分～ 処理日		6 年度 月分以降の月割額は 転勤・一括・普 期分～ 処理日 均・非・処理 期分～ 処理日	